

様式第1号(第5条関係)

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会特別会員無料広告掲載申込書

年 月 日

幸手市社会福祉協議会長 あて

申込者 〒

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

電話番号

FAX 番号

社会福祉法人幸手市社会福祉協議会特別会員無料広告掲載要綱第5条の規定により、次のとおり申し込みます。なお、掲載にあたっては裏面記載の掲載の条件を遵守します。

広告媒体の種類	幸手市社会福祉協議会インターネットホームページ (バナー広告)
掲載の希望月	
広告の内容	別紙のとおり (リンク先アドレス: )
規 格 等	天地50ピクセル×左右150ピクセル、データ容量5KB以内
特 記 事 項 (該当する□にレ印)	バナー広告の原稿・デザイン案の提出媒体 <input type="checkbox"/> USBメモリー <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他 ( )

注意事項

- 1 掲載を希望する広告原稿等を添付してください。
- 2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許諾等を必ず受けてください。社協では一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 3 内容によっては掲載できない場合がありますので、ご了承ください。
- 4 掲載の場所については、指定できません。
- 5 掲載の希望月については、希望に添えない場合があります。

(裏面も御覧ください。)

(裏面)

#### 掲載の条件

- 1 社会福祉法人幸手市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が管理するホームページに掲載のできる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
  - (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
  - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び求人募集に関するもの
  - (4) 公序良俗に反するもの又は違反するおそれのあるもの
  - (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
  - (6) その他掲載する広告として適切でないと会長が認めるもの
- 2 広告の掲載場所、及び時期は社協で決定するものとする。
- 3 広告の規格は天地50ピクセル×左右150ピクセルとし、容量は5KB以内とする。
- 4 広告を掲載する期間は、原則として1会員1か月間とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 5 広告の内容に関する紛争については、広告主がその責任において解決するものとし、社協はいかなる責任も負いません。
- 6 広告の掲載等が社協の運営上支障があると判断したとき、又は広告の内容が第1項に掲げるものに該当することが判明したときは、広告の掲載の決定を取消すことがあります。
- 7 第6項の規定による掲載の取消し、又は事故、天変事変等の不可抗力その他社協の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、社協はその賠償の責めを負いません。